

監 査 報 告 書

令和7年度期末決算

(第22期)

(自 令和7年4月 1日)

(至 令和8年3月31日)

国 立 大 学 法 人
滋 賀 大 学

令和7年度監査報告書

令和8年6月19日

国立大学法人 滋 賀 大 学

学 長 竹 村 彰 通 殿

国立大学法人 滋 賀 大 学

監 事 井野口 順 治

監 事 近 藤 智 子

監事は、国立大学法人法第11条第6項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人滋賀大学の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第22期事業年度における業務について監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、令和7年度監査計画及び監査手続に基づき、学長、理事及び監査室長その他の職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて監査室と連携しつつ、情報の収集及び監査環境の整備に努めました。

また、役員会、教育研究評議会、経営協議会、企画調整会議等の主要会議のほか、リスク管理委員会、目標計画・評価委員会、学長選考・監察会議等の重要会議に出席し、本学の業務運営状況を把握するとともに、必要に応じて意見を述べました。

さらに、役職員等から業務執行状況について報告を受け、関係資料の確認、実地調査、個別ヒアリング及び意見交換等を通じて監査を実施しました。

内部統制システムについては、その整備及び運用状況を継続的に確認するとともに、国立大学法人ガバナンス・コードの各原則への対応状況、リスク管理体制及びガバナンス機能の実効性について検証を行いました。特に、大学のミッションを踏まえたビジョン、目標及び戦略の策定並びにその実現に向けた組織運営体制が適切に機能しているかについて、学長及び役職員等から報告を受け、必要に応じて説明及び資料提出を求めました。

会計監査については、会計監査人から監査計画及び監査結果について、また独立性の保持および職務執行についての報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討しました。

また、監事特別監査として、人事労務課の業務、附属学校園のガバナンス、学生支援におけるカウンセリング体制の3項目に関する監査を実施しました。

2. 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

本学の業務の実施状況について監査した結果、法令等に従い適正に実施されているものと認めます。また、中期目標の達成に向けた取組については、着実かつ効果的に実施されているものと認め、特に指摘すべき事項はありません。

(2) 内部統制システムの整備及び運用状況

本学における内部統制システムの整備及び運用状況並びにガバナンス体制について監査した結果、学長及び理事の職務執行に関し、特に指摘すべき事項は認められません。

(3) 役員の職務執行に関する不正行為又は法令違反の有無

役員の職務執行に関して、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実はありません。

(4) 事業報告書

事業報告書は、本学の業務運営の状況を適正に表示しているものと認めます。

(5) 財務諸表等

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(6) 監査のための必要な調査の実施状況

監査業務の実施に当たり、特に支障となる事項は認められませんでした。

また、監査室は独立した組織として適時に内部監査を実施するとともに、監事監査を支援する体制を整備しており、監事による監査及び必要な調査の実施に対し、必要な支援機能は適切に発揮されているものと認められます。

以 上